

神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例制定に係る基本方針

改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）では、議会は基本的に地方公共団体の機関から除かれたところであるが、法第5条の地方公共団体の責務など一部条項は議会も法の対象となっており、法の趣旨にのっとり実施する責務を有するとされている。

一方、現在の本県議会における個人情報保護の取組みは、神奈川県個人情報保護条例に基づき、執行部側とともに県全体で統一したルールで進めてきたところである。

これらのことを踏まえて、下記の事項を基本方針として条例制定することとする。

1 制度の枠組みは、基本的に法と同様とする

全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）は、法が直接適用される執行部側と適用されない議会側が保有する個人情報の取扱いに関して、差異が生じることを避けるため、総務省及び国の個人情報保護委員会と協議し、条例（例）を作成した。

本県議会においても、法第5条の規定に基づき、法の趣旨にのっとり個人情報の適正な取扱いを確保することから、全議が策定した条例（例）に基づき条例を策定することとする。

2 執行部側の対応とも、整合性を図ることとする

執行部側と同様の取組みを実施するために、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から知事あてに提出された答申（令和4年5月30日付け答申第71号）を踏まえた執行部側の対応とも整合性を図ることとする。